事 務 連 終 令和3年11月24日

都道府県 各 指定都市 民生主管部(局) 御中 中 核 市

厚生労働省健康局結核感染症課厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課厚生労働省子ども家庭局母子保健課厚生労働省社会・援護局福祉基盤課厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課厚生労働省老健局高齢者支援課厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

社会福祉施設等における面会等の実施にあたっての留意点について

社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点については、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)(一部改正)」(令和2年10月15日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡。以下「令和2年10月15日事務連絡」という。)においてお示ししており、その中で、面会及び外出の実施にあたっての留意点もお示ししているところです。

今般、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)が決定され、面会については、面会者からの感染を防ぐことと、利用者、家族のQOLを考慮することとし、具体的には、地域における発生状況等も踏まえるとともに、利用者、面会者等の体調やワクチン接種歴、検査結果等も考慮し、対面での面会を含めた対応を検討すること、との方針が示されました。また、外出については、感染が流行している地域では、感染拡大防止の観点と、利用者、家族のQOLを考慮して利用者の外出についての対応を検討すること、との方針が示されました。

これを踏まえ、令和2年10月15日事務連絡にてお示ししていた社会福祉施設等での面会及び外出の実施にあたっての留意点を見直し、記のとおりとしま

すので、管内の施設・事業所に対しての周知をお願いします。

なお、現在、以下のとおり、各施設類型に応じた感染対策の手引き等をお示し しています。このため、令和2年10月15日事務連絡については廃止すること とします。今後、社会福祉施設等に共通した感染防止対策の留意点については、 以下の各手引き等や関連の事務連絡を参照いただくようお願いします。

また、「高齢者施設等における面会に係る事例集及び留意事項等の再周知について」(令和3年7月19日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡)についても廃止します。

また、医療施設等における面会の実施については、「医療施設等における感染拡大防止に留意した面会の事例について」(令和3年11月24日付厚生労働省医政局地域医療計画課ほか連名事務連絡)を参照いただくようお願いします。

【各施設類型における感染対策の手引き等】

- ・「介護現場における感染対策の手引き」、「介護職員のための感染対策マニュアル」(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html)
- ・「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」 (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html)
- ・「入所型児童福祉施設における新型コロナウイルス感染症に関する対策の手引き」(http://www.tohoku-icnet.ac/covid-19/mhlw-wg/images/division/child_welfare_facility/d06_pdf01.pdf)

記

1. 社会福祉施設等(入所施設・居住系サービス)における面会及び外出の留意点

(面会)

- 面会については、感染経路の遮断という観点と、つながりや交流が心身の健康に与える影響という観点から、地域における発生状況等も踏まえ、可能な限り安全に実施できる方法を検討すること。
- 具体的には、地域における発生状況や都道府県等が示す対策の方針等も踏まえるとともに、入所者及び面会者の体調やワクチン接種歴、検査結果等も考慮して、管理者が、面会時間や回数、場所を含めた面会の実施方法を判断すること。

- 面会の実施方法を判断する際、入所者及び面会者がワクチン接種済み又は 検査陰性であることを確認できた場合は、対面での面会の実施を検討するこ と。
- なお、入所者や面会者がワクチンを接種していないことを理由に不当な扱いを受けることがないよう留意し、ワクチンを接種していない入所者や面会者も交流が図れるよう検討すること。
- 対面での面会を制限せざるを得ない場合には、「高齢者施設等におけるオンラインでの面会の実施について」(令和2年5月15日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡)、「障害者支援施設等におけるオンラインでの面会の実施について」(令和2年5月22日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)等も参考に、引き続きオンラインでの実施を検討すること。
- 面会を実施する場合は、入所者及び面会者がワクチン接種済み又は検査陰性であることを確認できた場合であっても、以下に記載の感染防止対策を行った上で実施すべきであること。
- 面会の実施方法については、各施設において取り決めた上で、入所者や家族 等に対して丁寧に説明し、理解を得られるように努めること。
- 感染が拡大している地域では、感染拡大防止の観点と、利用者、家族の QOL を考慮して、対応を検討すること。

(面会を実施する場合の感染防止対策)

- 面会者に対して、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には面会 を断ること。
- 面会者がのどの痛み、咳、倦怠感、下痢、嗅覚・味覚障害等の感染症が疑われる症状を有する場合やその他体調不良を訴える場合には面会を断ること。
- 面会者の氏名・来訪日時・連絡先については、感染者が発生した場合に積極的疫学調査への協力が可能となるよう記録しておくこと。また、面会者が面会後、一定期間(少なくとも2日)以内に、発症もしくは感染していたことが明らかになった場合には、施設にも連絡をするよう面会者に依頼すること。
- 面会者は原則として以下の条件を満たす者であること。
 - 濃厚接触者でないこと
 - 同居家族や身近な方に、発熱等の感染症が疑われる症状がないこと
 - 過去2週間以内に感染者、感染の疑いがある者との接触がないこと
 - 過去2週間以内に発熱等の感染症が疑われる症状がないこと
 - ・ 過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航歴がないこと。

- ・ 人数を必要最小限とすること。
- 面会者には、面会時間を通じてマスク着用、面会前後の手指消毒を求める こと。
- 一定の距離を確保するなど、面会者の手指や飛沫等が入所者の目、鼻、口 に触れないように配慮すること。
- 面会時には、換気を十分に行うこと。
- 面会場所での飲食は可能な限り控えること。大声での会話は控えること。
- 面会者は、施設内のトイレの使用を必要最小限とすること。
- 面会後は、使用した机、椅子、ドアノブ等の清掃又は消毒を行うこと。
- ワクチン接種後にも新型コロナウイルスに感染することがあることや、検査結果が陰性でも感染している可能性を否定しているものではないことを踏まえ、ワクチン接種者も含め、「三つの密」の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等の基本的な感染対策を引き続き徹底するとともに、各施設においては、引き続きクラスターの発生に対する警戒を怠らないこと。

(外出)

- 入所者の外出については、生活や健康の維持のために必要なものは制限すべきではなく、「三つの密」の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、 手洗い等の手指衛生、換気等の基本的な感染対策を徹底し、自らの手で目、 鼻、口を触らないように留意すること。
- 感染が拡大している地域では、感染拡大防止の観点と、入所者、家族の QOL を考慮して、対応を検討すること。なお、外出の際は、基本的な感染対策を徹底すること。
- 2. 社会福祉施設等(通所・短期入所等のサービス)における面会及び外出の留意点

(面会、外出)

- 面会、外出に関しては、必要に応じ、入所施設・居住系サービスと同様の対応を行うこと。
- 3. 社会福祉施設等(居宅を訪問して行うサービス)における外出の留意点(外出)
- 訪問介護については、
 - ・「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」(平成 12 年 3 月 17 日付老計第 10 号) において、通院・外出介助

- ・「適切な訪問介護サービス等の提供について」(平成21年7月24日付厚生 労働省老健局振興課事務連絡)において、訪問介護員等の散歩の同行 が訪問介護費の支給対象となりうる旨お示ししているところ。
- 訪問介護等における利用者の通院・外出介助や屋外の散歩の同行について 制限する必要はないが、「三つの密」の回避、人と人との距離の確保、マスク の着用、手洗い等の手指衛生、換気等の基本的な感染対策を徹底し、自らの 手で目、鼻、口を触らないように留意すること。
- 感染が拡大している地域では、感染拡大防止の観点と、利用者、家族の Q0L を考慮して、対応を検討すること。なお、外出の際は、基本的な感染対策を徹底すること。



【参考】

令和2年10月15日事務連絡(「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)」(令和2年10月15日付厚生労働省健康局 結核感染症課ほか連名事務連絡))別紙における面会及び外出に係る記載と今回の事務連絡での変更点

1. 社会福祉施設等(入所施設・居住系サービス)における面会及び外出の留意点

(傍線の部分は変更部分)

今回の事務連絡	令和 2 年 10 月 15 日事務連絡
(面会)	(面会)
○ 面会については、感染経路の遮断という観点と、つながりや交流	○ 面会については、感染経路の遮断という観点と、つながりや交流
が心身の健康に与える影響という観点から、地域における発生状況	が心身の健康に与える影響という観点から、地域における発生状況
等も踏まえ、可能な限り安全に実施できる方法を検討すること。	等も踏まえ、緊急やむを得ない場合を除き制限する等の対応を検討
	すること。
○ 具体的には、地域における発生状況や都道府県等が示す対策の方	○ 具体的には、地域における発生状況や都道府県等が示す対策の方
針等も踏まえるとともに、入所者及び面会者の体調やワクチン接種	針等も踏まえ、管理者が制限の程度を判断すること。
歴、検査結果等も考慮して、管理者が、面会時間や回数、場所を含	
<u>めた面会の実施方法</u> を判断すること。	
○ 面会の実施方法を判断する際、入所者及び面会者がワクチン接種	
済み又は検査陰性であることを確認できた場合は、対面での面会の	
実施を検討すること。	
○ なお、入所者や面会者がワクチンを接種していないことを理由に	
不当な扱いを受けることがないよう留意し、ワクチンを接種してい	
ない入所者や面会者も交流が図れるよう検討すること。	
○ 対面での面会を制限せざるを得ない場合には、「高齢者施設等にお	○ 一部の施設においてはオンライン面会を実施しており、「高齢者施

けるオンラインでの面会の実施について」(令和2年5月15日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡)、「障害者支援施設等におけるオンラインでの面会の実施について」(令和2年5月22日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)等も参考に、引き続きオンラインでの実施を検討すること。

- 面会を実施する場合は、入所者及び面会者がワクチン接種済み又 は検査陰性であることを確認できた場合であっても、以下に記載の 感染防止対策を行った上で実施すべきであること。
- 面会の実施方法については、各施設において取り決めた上で、入 所者や家族等に対して丁寧に説明し、理解を得られるように努める こと。
- 感染が拡大している地域では、感染拡大防止の観点と、利用者、 家族の QOL を考慮して、対応を検討すること。

(面会を実施する場合の感染防止対策)

- 面会者に対して、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合 には面会を断ること。
- 面会者がのどの痛み、咳、倦怠感、下痢、嗅覚・味覚障害等の感染症が疑われる症状を有する場合やその他体調不良を訴える場合には面会を断ること。
- 面会者の氏名・来訪日時・連絡先については、感染者が発生した 場合に積極的疫学調査への協力が可能となるよう記録しておくこ

設等におけるオンラインでの面会の実施について」(令和2年5月15日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室事務連絡)、「障害者支援施設等におけるオンラインでの面会の実施について」(令和2年5月22日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)等も参考に引き続きオンラインでの実施を考慮すること。

○ <u>地域における発生状況等を踏まえ</u>面会を実施する場合は、以下<u>の</u> <u>留意事項も踏まえ</u>感染防止対策を行った上で実施すべきであるこ と。

(面会を実施する場合の留意事項)

- 面会者に対して、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合 には面会を断ること。
- 面会者がのどの痛み、咳、倦怠感、下痢、嗅覚・味覚障害等の感染症が疑われる症状を有する場合やその他体調不良を訴える場合には面会を断ること。
- 面会者の氏名・来訪日時・連絡先については、感染者が発生した 場合に積極的疫学調査への協力が可能となるよう記録しておくこ

と。<u>また、面会者が面会後、一定期間(少なくとも2日)以内に、</u> 発症もしくは感染していたことが明らかになった場合には、施設に も連絡をするよう面会者に依頼すること。

- 面会者は原則として以下の条件を満たす者であること。
 - ・ 濃厚接触者でないこと
 - ・ 同居家族や身近な方に、発熱等の感染症が疑われる症状がないこと
 - ・ 過去2週間以内に感染者、感染の疑いがある者との接触がないこと
 - ・ 過去2週間以内に発熱等の感染症が疑われる症状がないこと
 - ・ 過去 2 週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航歴がないこと。
 - ・ 人数を必要最小限とすること。
- 面会者には、面会時間を通じてマスク着用、面会前後の手指消毒 を求めること。
- <u>一定の距離を確保するなど、</u>面会者の手指や飛沫等が入所者の 目、鼻、口に触れないように配慮すること。
- 面会時には、換気を十分に行うこと。
- 面会場所での飲食は可能な限り控えること。大声での会話は控えること。
- 面会者は、施設内のトイレの使用を必要最小限とすること。

7

- 面会者は原則として以下の条件を満たす者であること。
 - 感染者との濃厚接触者でないこと
 - ・ 同居家族や身近な方に、発熱や咳・咽頭痛などの症状がないこと
 - ・ 過去2週間内に感染者、感染の疑いがある者との接触がないこと
 - ・ 過去2週間以内に発熱等の症状がないこと
 - ・ 過去 2 週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航歴がないこと。
 - ・ 人数を必要最小限とすること。
- 面会者には、面会時間を通じてマスク着用、面会前後の手指消毒 を求めること。
- 面会者の手指や飛沫等が入所者の目、鼻、口に触れないように配 慮すること。
- ② <u>寝たきりや看取り期以外の場合は居室での面会は避け、換気可能</u>な別室で行うこと。
- 面会場所での飲食は可能な限り控えること。大声での会話は控えること。
- 面会者は施設内のトイレ<u>を極力使用しないように</u>すること。<u>やむ</u> を得ず使用した場合はトイレのドアノブも含め清掃及び必要に応じ

- 面会後は、使用した机、椅子、ドアノブ等の清掃又は消毒を行う こと。
- ワクチン接種後にも新型コロナウイルスに感染することがあることや、検査結果が陰性でも感染している可能性を否定しているものではないことを踏まえ、ワクチン接種者も含め、「三つの密」の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等の基本的な感染対策を引き続き徹底するとともに、各施設においては、引き続きクラスターの発生に対する警戒を怠らないこと。

(外出)

○ 入所者の外出については、生活や健康の維持のために必要なものは制限すべきではなく、「三つの密」の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等の基本的な感染対策を徹底し、自らの手で目、鼻、口を触らないように留意すること。

て消毒を行うこと。

- 面会時間は必要最小限とし、1日あたりの面会回数を制限すること。
- 面会後は、<u>必要に応じて面会者が</u>使用した机、椅子、ドアノブ等 の清掃又は消毒を行うこと。

(外出)

○ 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年3月28日(令和2年5月25日変更))(新型コロナウイルス感染症対策本部決定)三(3)1)①において、外出の自粛が促される状況であっても、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては外出の自粛要請の対象外とされていることから、入所者の外出については、生活や健康の維持のために必要なものは不必要に制限すべきではなく、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策を徹底し、自らの手で目、鼻、口を

○ 感染が<u>拡大</u>している地域では、<u>感染拡大防止の観点と、入所者、</u> 家族の QOL を考慮して、対応を検討すること。なお、外出の際は、 基本的な感染対策を徹底すること。 触らないように留意すること。

○ 感染が流行している地域では、<u>人との接触機会の低減の観点から、外出を制限する等の対応を検討すべきである。</u>

2. 社会福祉施設等(通所・短期入所等のサービス)における面会及び外出の留意点

(傍線の部分は変更部分)

今回の事務連絡	令和 2 年 10 月 15 日事務連絡
(面会、外出)	(面会、外出)
○ 面会、外出に関しては、必要に応じ、入所施設・居住系サービスと同様の対応を行うこと。	○ 面会、外出に関しては、必要に応じ、入所施設・居住系サービスと同様の対応を行うこと。

3. 社会福祉施設等(居宅を訪問して行うサービス)における外出の留意点

(傍線の部分は変更部分)

今回の事務連絡	令和 2 年 10 月 15 日事務連絡
(外出)	(外出)
○ 訪問介護については、	○ 訪問介護については、

- ・「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」(平成 12年 3月17日付老計第10号)において、通院・外出介助
- ・「適切な訪問介護サービス等の提供について」(平成21年7月24日 付厚生労働省老健局振興課事務連絡)において、訪問介護員等の散 歩の同行

が訪問介護費の支給対象となりうる旨お示ししているところ。

- 訪問介護等における利用者の通院・外出介助や屋外の散歩の同行について制限する必要はないが、「三つの密」<u>の回避</u>、人と人との距離の確保<u>マスクの着用</u>手洗い等の手指衛生<u>換気等の基本的な感染対策を徹底し、自らの手で目、鼻、口を触らないように留意すること。</u>
- 感染が拡大している地域では、感染拡大防止の観点と、利用者、 家族の QOL を考慮して、対応を検討すること。なお、外出の際は、 基本的な感染対策を徹底すること。

- ・「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」(平成12年 3月17日付老計第10号)において、通院・外出介助
- ・「適切な訪問介護サービス等の提供について」(平成 21 年 7 月 24 日 付厚生労働省老健局振興課事務連絡)において、訪問介護員等の散 歩の同行

が訪問介護費の支給対象となりうる旨お示ししているところ。

- 基本的対処方針三(3)1)①において、外出の自粛が促される 状況であっても、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のた めに必要なものについては外出の自粛要請の対象外とされているこ とから、訪問介護等における利用者の通院・外出介助や屋外の散歩 の同行について制限する必要はないが、「三つの密」を徹底的に避け るとともに、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなど の手指衛生」等の基本的な感染対策を徹底し、自らの手で目、鼻、 口を触らないように留意すること。
- 感染が<u>流行している地域では、人との接触機会の低減の観点か</u> ら、外出を制限する等の対応を検討すべきである。